

定期積金との比較で見る小規模企業共済のメリット

Aさん

小規模企業共済のメリットについて教えてください。

小規模企業共済の掛金は、全額所得控除ということですが、具体的には、どのようにしたらよいのですか？

小規模企業共済の退職・廃業時の受取の際、「一括」を選択した場合には、どのような取扱いとなりますか？

他に何か小規模企業共済のメリットはありますか？



税理士のJunさん

わかりやすいように、銀行における定期積金と比較してみたいと思います。

| | 小規模企業共済 | 定期積金 |
|------------|--|---|
| ① 月々の掛金の処理 | 全額所得控除 (1,000円から70,000円まで、500円単位で自由に設定可能) | 所得に影響なし (毎月一定の日に決まった金額を積み立てる) |
| ② 受取時の処理 | 退職所得又は公的年金等 (受け取り方は、「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能) *退職・廃業時に選択 | 所得に影響なし (事前に設定した満期日に元金と利息を受け取る) |
| ③ 貸付制度 | 低金利の貸付制度を利用可能 (掛金の範囲内で利用可能。低金利で、即日貸付も可能) | 貸付制度なし |



確定申告の際、「小規模企業共済等掛金控除」の欄に、1年間に支払った掛金の合計額を記載することにより、**全額所得控除**が適用されます。例えば、月々3万円の掛金を12か月支払った場合、年間の合計金額36万円を、確定申告で所得金額から控除することにより減税のメリットがあります。

受取時に「一括」を選択した場合には、**退職所得**の取扱いとなります。課税退職所得金額は、一般に(特定役員退職手当等の場合以外では)、次のように計算されます。

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

上記の退職所得控除額は、勤続年数が20年以下の場合、40万円×勤続年数 となります。前の例で、月々3万円の掛金を12か月支払った場合、年間の掛金合計は36万円ですが40万円よりも少ないので、退職金に対する税金は原則として発生しません(ただし、共済金の種類・掛金納付年数により利益率が高くなり、税金が発生する場合があります。)

少なくとも、この例の場合、**定期積金**では減税のメリットが全くないのに比較して、**小規模企業共済**では、毎年36万円の掛金の**全額所得控除**というメリットを受けることができるわけです。

「共済金等の支給を受ける権利」は、国税滞納処分等の差し押さえの場合を除いて、「譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない」と法律(小規模企業共済法第15条)により守られていることも注目に値すると思います。